

平成 19 年度

長野県財政健全化判断比率等審査意見書

長野県監査委員

20 監 査 第 2 6 号

平成20年（2008年）9月9日

長野県知事 村 井 仁 様

長野県監査委員 高見澤 賢 司
同 東 方 久 男
同 柿 沼 美 幸
同 宮 澤 宗 弘

平成19年度決算における財政健全化法の健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

平成 19 年度決算に基づく財政健全化判断比率等審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 19 年度の各会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の手続

この審査に当たっては、以下の点に主眼を置き、これらの算定の基礎となる事項を記載した関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係者から算定についての説明を聴取し実施した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第 2 審査の結果と意見

1 審査の結果

(1) 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	平成19年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— %	3.75 %
連結実質赤字比率	—	8.75
実質公債費比率	17.3	25.0
将来負担比率	220.4	400.0

(2) 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

	平成19年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0%
電気事業会計	—	
水道事業会計	—	
観光施設事業会計	—	
流域下水道事業費特別会計	—	

2 審査の意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支は30億8,716万余円の黒字であり、実質赤字比率は該当がない。

一般会計の実質収支は29億5,372万余円の黒字となっているものの、これは財源不足を財政調整基金の取り崩しにより補った結果であり、厳しい財政状況がうかがえる。

実質赤字比率は単年度の収支状況を表す指標であり、今後、基金残高や税収及び地方交付税等の動向如何では実質収支が赤字に転落することも懸念されることから、基金に頼らない収支が均衡する財政構造の構築と慎重な財政運営が望まれる。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質収支は130億6,780万余円の黒字であり、連結実質赤字比率は該当がない。

一般会計等については上記(1)のとおりであり、公営企業会計については、引き続き、健全な経営に努められたい。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は17.3%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

前々年度は、20.1%と全国の都道府県で最も高い数値となっていたが、地方債残高の縮減により前年度は19.2%、今年度は起債発行の許可団体の基準である18.0%を下回る水準まで大幅に改善している。

引き続き、行財政改革プランにより地方債残高の縮減に努められたい。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は220.4%となっており、早期健全化基準の400.0%を下回っている。

当該指標は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（以下「将来負担額」という。）が、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であるが、この指標の改善のため、引き続き、将来負担額の大部分を占める地方債残高の縮減が必要である。また、事務事業の見直しや民間委託等の推進、組織のスリム化により減員を図り、退職手当負担見込額の軽減に努める必要がある。

設立法人負債額等負担見込額に関して、この算定の対象となっている長野県道路公社、長野県土地開発公社については、県の将来負担はないと見込んでいる。

長野県林業公社、長野県農業開発公社、しなの鉄道株式会社については、それぞれの経営状況を評価し、損失補償対象債務としてそれぞれ90%、70%、10%を算入している。

特に算入率の高い外郭団体については、経営改善努力が望まれる。

なお、将来負担額のうち、債務負担行為に基づく支出予定額をみると、既に工事等が完了し支出額が確定している案件の後年度支払額のみを対象としており、限定的なものとなっている。

より適切な財政運営のためには、現在算定対象外となっている各種利子補給や複数年度にまたがる建設工事に係る債務負担行為などを加算した数値も把握しておくことが必要である。

また、債務負担行為の設定はないものの、北陸新幹線鉄道整備事業費負担金や国直轄事業負担金、オリンピック施設起債償還費等補助金など、将来確実に見込まれる負担について、これらも加算した将来の負担額を把握しておくことが欠かせないと考える。

[将来負担額]

将来負担額内訳	金額	構成比率
	千円	%
地方債現在高	1,556,924,223	81.9
債務負担行為に基づく支出予定額	33,848,256	1.8
職員宿舍等賃貸料	16,036,560	0.8
松本平広域公園緑地（緩衝緑地）整備事業	14,264,251	0.8
畜産基地建設事業償還金	2,531,820	0.1
先行取得土地の買い戻しに係るもの	1,015,625	0.1
公営企業債等繰入見込額	37,516,082	2.0
病院事業	19,987,469	1.1
流域下水道事業	17,528,613	0.9
一部事務組合負担等見込額（上伊那広域水道用水企業団）	658,108	0.0
退職手当負担見込額	261,583,160	13.8
設立法人負債額等負担見込額	9,382,067	0.5
長野県林業公社	8,714,885	0.5
長野県農業開発公社	360,576	0.0
しなの鉄道株式会社	302,338	0.0
長野県信用保証協会（技術力等支援資金）	4,268	0.0
連結実質赤字額	0	0.0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0
計	1,899,911,896	100.0

（注）地方債現在高は、一般会計、小規模企業者等設備導入資金特別会計、農業改良資金特別会計及び県営林経営費特別会計の合計である。

(5) 資金不足比率

病院事業会計、電気事業会計、水道事業会計、観光施設事業会計及び流域下水道事業費特別会計とも資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当がない。

病院事業会計については、資金不足は生じていないものの、前々年度から3年連続の赤字決算となっており、健全経営に努められたい。

他の会計については、観光施設事業会計は平成19年度末をもって廃止され、電気事業会計は平成22年4月を目途に民間への事業譲渡が進められているところであるが、引き続き、経営の効率化・健全化を推進されたい。

	事業規模	資金剰余額
	千円	千円
病院事業会計	14,949,654	1,373,320
電気事業会計	3,100,482	4,907,644
水道事業会計	4,722,723	2,973,501
観光施設事業会計	0	60,255
流域下水道事業費特別会計	4,074,474	665,916

【用語の説明】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・標準財政規模（平成19年度は約4,993億円）
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。
地方税法に定める法定普通税を、標準税率により地方交付税法で定める方法で算定した標準税収入額に、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税を加え、さらに臨時財政対策債発行可能額を加算して算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)} \\ \text{－ (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \\ \text{(3か年平均)}$$

- ・準元利償還金：アからオまでの合計額
ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ウ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
オ 一時借入金の子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・将来負担額：アからクまでの合計額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：アからカまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲

普通会計 (一般会計等)	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	特別会計	公債費特別会計					
		市町村振興資金貸付金特別会計					
		母子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
		心身障害者扶養共済事業費特別会計					
		小規模企業者等設備導入資金特別会計					
		農業改良資金特別会計					
		漁業改善資金特別会計					
		県営林経営費特別会計					
		林業改善資金特別会計					
公営企業会計	企業特別会計	流域下水道事業費特別会計					
		病院事業会計					
		電気事業会計					
		水道事業会計					
		観光施設事業会計					
一部事務組合	長野県上伊那広域水道用水企業団						
地方公社・ 第三セクター等	長野県道路公社 (債務保証法人)						
	長野県土地開発公社 (債務保証法人)						
	長野県農業開発公社 (損失補償法人)						
	長野県林業公社 (損失補償法人)						
	しなの鉄道株式会社 (損失補償法人)						
	長野県信用保証協会 (損失補償法人)						

会計ごとに算出

資金不足比率